

江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに高齢者住宅を設置するとともに、使用の手続に係る規定を整備するため、江東区高齢者住宅条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 入居時に必要としていた連帯保証人の届出を不要とし、連帯保証人に関する規定を削る。
- (2) 新たに高齢者住宅を設置する。

名称	所在地	戸数	
		単身世帯用住宅	28戸
江東区営猿江住宅	東京都江東区猿江一丁目11番22号（江東区営猿江住宅内）	2人世帯用住宅	4戸

3 施行日

令和6年4月1日から施行する。ただし、上記(2)は令和6年8月1日から施行する。

江東区高齢者住宅条例 新旧対照表（案）

現行	改正案																				
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>（使用の手続）</p> <p>第12条 前条の規定により高齢者住宅の使用者として決定された者は、規則で定める<u>資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（極度額）</p> <p>第12条の2 <u>区長は、使用者が滞納その他の事由により使用料等を納付しない場合は、前条第1項に定める連帯保証人に対し、規則で定める極度額を限度として使用者に代わって納付するよう請求することができる。</u></p> <p>第13条～第44条（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住宅を借り上げて設置する高齢者住宅</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>（使用の手続）</p> <p>第12条 前条の規定により高齢者住宅の使用者として決定された者は、規則で定める請書を提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第13条～第44条（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 区が区内の独立行政法人都市再生機構の住宅を借り上げて設置する高齢者住宅</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>種別</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">江東区ピアお おじま</td> <td rowspan="2">東京都江東区 大島六丁目1 4番4号</td> <td>単身世帯 用住宅</td> <td>32戸</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	種別	戸数	江東区ピアお おじま	東京都江東区 大島六丁目1 4番4号	単身世帯 用住宅	32戸	2人世帯	8戸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>種別</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">江東区ピアお おじま</td> <td rowspan="2">東京都江東区 大島六丁目1 4番4号</td> <td>単身世帯 用住宅</td> <td>32戸</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	種別	戸数	江東区ピアお おじま	東京都江東区 大島六丁目1 4番4号	単身世帯 用住宅	32戸	2人世帯	8戸
名称	位置	種別	戸数																		
江東区ピアお おじま	東京都江東区 大島六丁目1 4番4号	単身世帯 用住宅	32戸																		
		2人世帯	8戸																		
名称	位置	種別	戸数																		
江東区ピアお おじま	東京都江東区 大島六丁目1 4番4号	単身世帯 用住宅	32戸																		
		2人世帯	8戸																		

	用住宅	
--	-----	--

(加える)

	用住宅	
--	-----	--

4 区が民間業者が建設した住宅を買い取って
設置する高齢者住宅

名称	位置	種別	戸数
江東区営猿江住宅	東京都江東区	単身世帯	28戸
	猿江一丁目1	用住宅	
	1番22号(江	2人世帯	4戸
	東区営猿江住 宅内)	用住宅	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、別表の改正規定は、令和6年8月1日か
ら施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の江東区高齢者住宅条
例（以下「新条例」という。）第12条第1項の
規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と
いう。）以後に新条例第4条の規定による使用許
可を受ける者から適用する。
- 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4
条の規定による使用許可に係るものについては、
新条例第12条第1項の規定により提出された
請書とみなす。